

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

(1) 平成21年10月8日 木曜日

宮城県公報

目次

ページ

選挙管理委員会

- 知事選挙の期日
- 知事選挙における選挙長及びその職務代理人
- 知事選挙における選挙会の場所及び日時
- 知事選挙における公職選挙法第百九十四条の規定による選挙運動に關し支出することのできる金額
- 直接請求に要する選挙権を有する者の数(二件)
- 知事選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時
- 知事選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時

選挙管理委員会

二二一一一一一

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 候補者一人につき 金三七五七四二〇円 | 一場所 仙台市青葉区本町三丁目八番1号 宮城県庁 |
| | 二日時 平成二十一年十月二十七日 午後一時 |
- 富選管告示第百四十九号
 - 平成二十一年十月二十五日執行の宮城県知事選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条の規定による選挙運動に關し支出することのできる金額は次のとおりである。
 - 平成二十一年十月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

- 選挙長 仙台市若林区南材木町二八番地の一
同職務代理人 仙台市青葉区東勝山二十一番地二
○富選管告示第百四十八号
- 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、平成二十一年十月二十五日執行の宮城県知事選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりとする。

平成二十一年十月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

- 選挙長 仙台市若林区南材木町二八番地の一
同職務代理人 仙台市青葉区東勝山二十一番地二
○富選管告示第百四十八号
- 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、平成二十一年十月二十五日執行の宮城県知事選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりとする。

平成二十一年十月八日

○富選管告示第百四十七号

- 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び同法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条の規定により、平成二十一年十月二十五日執行の宮城県知事選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十一年十月八日

平成二十一年十月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

- 平成二十一年十月七日現在における地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。
- 平成二十一年十月八日

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数
三八、二二二

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三八五、〇九九

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	七五、三六八	岩沼選挙区	一一、八三三
宮城野選挙区	四九、八四四	登米選挙区	一三、九七九
若林選挙区	三四、九六四	栗原選挙区	一一、九六二
太白選挙区	五九、一四四	東松島選挙区	一一、六五六
泉選挙区	五六、二九四	大崎選挙区	三七、一四六
石巻・牡鹿選挙区	四八、一九一	柴田選挙区	一三、一四三
塩釜選挙区	一六、一六二	亘理選挙区	一四、五五七
気仙沼選挙区	二〇、九六一	黒川選挙区	一三、一六二
白石・刈田選挙区	一四、八二七	宮城選挙区	一三、三一〇
名取選挙区	一八、八四四	加美選挙区	九、四四二
角田・伊具選挙区	一三、四八六	遠田選挙区	一二、二四八
多賀城・七ヶ浜選挙区	二三、四二三	本吉選挙区	四、九二四

○富選管告示第百五十一号

平成二十一年十月七日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりあります。

平成二十一年十月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

三八五、〇九九

○富知選告示第一号

平成二十一年十月二十五日執行の宮城県知事選挙における選挙立会人のくじは、次のとおりこれを行める。

平成二十一年十月八日

宮城県知事選挙

選挙長 佐藤健一

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁
○富知選告示第一号
公職選挙法（昭和二十五年法律第四百四号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定により、平成二十一年十月二十五日執行の宮城県知事選挙における選挙立会人のくじは、次のとおりこれを行う。

平成二十一年十月八日

宮城県知事選挙 選挙長 佐藤健一

一場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁
二日時 平成二十一年十月二十二日 午後五時